

兵庫県公報

令和6年12月20日 金曜日 第577号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	21
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	22
○ 同 上（同）	22
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	23
○ 土地区画整理組合の設立認可（都市計画課）	23
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	24
○ 入札公告（県民生活部総務課）	24
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	27
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	28
○ 同 上（東播磨県民局）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（北播磨県民局）	29
病院局公告	
○ 入札公告	29
○ 同 上	33
○ 随意契約の相手方等の公示	36
正 誤	
○ 令和6年4月1日付け（兵庫県公報第6号外）中	37

告 示

兵庫県告示第1112号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。
令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	丸彩土井、忠正土井、悠森土井、悠松土井、勝脇土井、茂友美波、茂新波

朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	照和土井、奥虎、丸若土井、忠味土井、山伸土井、 村岡土井、菊卓丸、茂貴波、杉広土井、悠温土井、 悠竜土井、茂田波、北菊栄、北喜奥、春仲土井、 若綿土井、勝金土井、茂毬波、茂東波、和紗土井、 池義土井、和倉土井、立章土井、茂勝美波、茂風 波、北菊菜、北虎泉、和哲土井、茂均波、喜典、 茂英波、和経土井、北義谷
--	---	------	---



兵庫県告示第1113号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市 東部	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1 (注)	周年	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及 び3 (注)	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4 (注)	周年				
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5 (注)	同上	同上	同上	38隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の5 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及 び3 (注)	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	周年				

明石浦	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の7 (注)	同上	同上	同上	72隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の7 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2 (注)	2月5日から 7月15日まで				
		別記1の8 (注)	3月1日から 7月15日まで				
林崎	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の9 (注)	周年	同上	5トン 未満	36隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の9 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の9 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2 (注)	2月5日から 7月15日まで				
		別記1の8 (注)	3月1日から 7月15日まで				
江井島	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の10 (注)	周年	同上	同上	18隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の10 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の10 (注)	同上				
江井島	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の10 (注)	同上	同上	5トン 以上 6トン 未満	1隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の10 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の10 (注)	同上				
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の11 (注)	同上	同上	5トン 未満	47隻	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の11 (注)	同上				

	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の11 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の12 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
高砂	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の13 (注)	周年	同上	同上	8隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の14 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 えびけた網漁業	別記1の15 (注)	10月15日から 翌年4月30日 まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16 (注)	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の17 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
伊保 荒井	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の18 (注)	周年	同上	同上	20隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の19 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16 (注)	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の17 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の20 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
		その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の21 (注)				
			別記1の22 (注)				
姫路市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の23 (注)	4月1日から 10月20日まで	同上	同上	21隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の23 (注)	周年				

	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	別記1の24 (注)	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16 (注)	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の17 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の25 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の26 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の27 (注)	6月1日から 12月31日まで				
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の28 (注)	周年	同上	同上	209隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の28 (注)	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16 (注)	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の29 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の30 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の31 (注)	6月1日から 12月31日まで				
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の32 (注)	周年	同上	同上	46隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の32 (注)	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の16 (注)	4月1日から 11月20日まで				

	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の33 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の34 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の35 (注)	6月1日から 12月31日まで				
由良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の36 (注)	周年	同上	同上	45隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の36 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の37 (注)	1月1日から 3月31日まで				
		別記1の38 (注)	周年				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の38 (注)	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の36 (注)	周年				
洲本 炬口 津名	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の39 (注)	同上	同上	同上	30隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の39 (注)	同上				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の39 (注)	同上				
釜口	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の40 (注)	同上	同上	同上	8隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の40 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	別記1の2及 び3 (注)	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の40 (注)	周年				

仮屋 森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の41 (注)	同上	同上	同上	67隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の41 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及 び3 (注)	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の42 (注)	周年				
岩屋	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の43 (注)	同上	同上	同上	30隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の43 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及 び3 (注)	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の44 (注)	周年				
北淡	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の45 (注)	同上	同上	同上	77隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の45 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の8 (注)	3月1日から 7月15日まで				
		別記1の46 (注)	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の47 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の48 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで					
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の49	周年	同上	同上	58隻	同上

	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の49 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	別記1の46 (注)	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の50 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の51 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の52 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の53 (注)	6月1日から 12月31日まで				
五色町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の49 (注)	周年	同上	同上	13隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の49 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の50 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の51 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の52 (注)	4月1日から 12月31日まで				
別記1の53 (注)		6月1日から 12月31日まで					
湊	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の54 (注)	周年	同上	同上	3隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の54 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の55 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				

	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の56 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の57 (注)	6月1日から 12月31日まで				
南あわ じ	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の58 (注)	周年	同上	同上	4隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の58 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の59 (注)	10月20日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の55 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の56 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の57 (注)	6月1日から 12月31日まで				
		別記1の60 (注)	周年				
福良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の61 (注)	同上	同上	同上	3隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の61 (注)	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の62 (注)	10月20日から 翌年3月31日 まで				
		別記1の63 (注)	周年				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の64 (注)	同上				
南淡 沼島	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の65 (注)	同上	同上	同上	27隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の65 (注)	同上				

手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の65 (注)	同上			
手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の65 (注)	12月1日から 翌年3月31日 まで			
その他の小型機 船底びき網漁 業板びき網漁業	別記1の65 (注)	周年			

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市東部	別記3の1、12、13、15、16、19、20、21、22、25、26、34、44
神戸市	別記3の2、12、13、15、16、19、20、21、22、25、26、34、44
明石浦	別記3の10、12、13、15、16、19、20、23、24、25、27、28、29、30、45
林崎	別記3の10、11、12、15、16、19、20、23、24、25、27、28、29
江井島	別記3の10、11、12、15、16、19、20、23、24、25、27、28、29
二見町、播磨町、東播磨	別記3の10、11、12、15、16、19、20、23、24、25、27、28、29、35、41
高砂	別記3の3、12、13、15、16、19、20、23、24、25、31、35、42、43
伊保、荒井	別記3の3、13、14、15、16、19、20、23、24、25、31、36、41、42、43、44
姫路市	別記3の3、13、14、15、16、19、20、23、24、25、31、36、41、42、43、44
家島町	別記3の3、13、14、15、16、19、20、23、24、25、31、36、41、42、43、44
西播	別記3の3、13、14、15、16、19、20、23、24、25、31、36、41、42、43、44
由良	別記3の4、13、14、16、17、19、20、23、24、25、32、37、38、41、44
洲本炬口、津名	別記3の5、12、13、15、16、19、20、23、24、25、26、34、44
釜口	別記3の5、12、13、15、16、19、20、21、22、25、26、34、44
仮屋、森	別記3の5、12、13、15、16、19、20、21、22、25、26、34、44
岩屋	別記3の5、12、13、15、16、19、20、21、22、25、26、34、44
北淡	別記3の10、13、14、15、16、19、20、21、22、25、27、28、29、35、41

一宮町	別記3の6、13、14、15、16、19、20、21、22、25、26、36、41、44
五色町	別記3の6、13、14、15、16、19、20、23、24、25、26、36、41、44
湊	別記3の6、13、14、15、16、19、20、23、24、25、26、36、41、44
南あわじ	別記3の7、13、14、16、18、19、20、23、24、25、33、37、39、41、44
福良	別記3の7、12、13、16、18、19、20、23、24、25、33、37、39、41、44
南淡、沼島	別記3の8若しくは9、13、14、16、19、20、23、24、25、40、41、44

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標跡（北緯34度41分0秒、東経135度13分30秒）まで引いた線、同灯浮標跡から旧第4防波堤南端跡（北緯34度41分7秒、東経135度13分29秒）まで引いた線、旧第4防波堤南端跡から第4防波堤南端（北緯34度41分21秒、東経135度13分27秒）まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端（北緯34度41分27秒、東経135度13分27秒）から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋漁港南防波堤灯台中心点から大阪府泉津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の5
- 7 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 9 神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であつて、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 10 明石市古波止と淡路市江崎灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 明石市古波止と淡路市富島漁港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台

- を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 13 明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 14 東播磨港旧二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）より播磨灘北航路第10号灯浮標を見通した線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 15 明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 16 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 17 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 18 播磨町、加古川市界から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 19 東播磨港別府西防波堤灯台225度の線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 20 播磨灘における禁止解除区域のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 21 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
 - 22 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 23 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 24 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 25 東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 26 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
 - 27 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 28 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 29 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
 - 30 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。

- 31 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 32 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 33 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 34 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 35 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 36 南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び南あわじ市諭鶴羽山頂と同市黒岩川（通称、吉野川）を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉崎と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面を除く。
- 37 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域、淡路市摩耶山頂上和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域を除く。
- 38 洲本市生石鼻から南あわじ市諭鶴羽山頂上より同市黒岩川（通称、吉野川）尻を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 39 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 40 洲本市成ヶ島北端から淡路市楠本までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 41 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 42 洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 43 淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 44 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 45 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 46 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 47 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 48 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 49 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 50 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 51 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 52 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川

県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 53 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 54 洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 55 洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 56 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 57 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 58 洲本市才崎から南あわじ市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 59 洲本市才崎から南あわじ市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 60 紀伊水道における禁止解除区域のうち、南あわじ市福良釣島鼻から同市沼島以西の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 61 南あわじ市雁来岬から同市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 62 南あわじ市雁来岬から同市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 63 南あわじ市沼島以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 64 南あわじ市釣島鼻から潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 65 紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下

別記3 条件

- 1 神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線、並びに和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(同第6防波堤、同第6防波堤東端と同第7防波堤西端を結ぶ線及び同第7防波堤以北の海域は除く)においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 3 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面)においては、操業してはならない。
 - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
 - イ 赤穂市取揚島頂上
 - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
 - オ 岡山県備前市大多府島南端
 - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点

- 4 次のアとウとを結んだ直線とイ、カ、キ、ク及びオを順次結んだ4直線との間における海域のうち兵庫県海面（以下「由良瀬戸禁止海面」という。）並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
- ア 洲本市成ヶ島北端
イ 洲本市生石鼻突端
ウ 大阪府阪南市男里川河口左岸
エ 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台中心点
オ 和歌山県海南市荒崎突端
カ イとオとを結んだ直線と洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点
キ イから86度の線とエとカを結んだ直線との交差点
ク キから174度の線とイとオとを結んだ直線との交差点
- 5 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 6 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面（以下「鳴門海峡禁止海面」という。）並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- ア 南あわじ市丸山崎西端
イ 南あわじ市釣島鼻突端
ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 7 鳴門海峡禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
- 8 鳴門海峡禁止海面及び由良瀬戸禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
- 9 鳴門海峡禁止海面及び由良瀬戸禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
- 10 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 11 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 12 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 14 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 15 たちうおを目的として操業してはならない。
- 16 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 17 大阪湾においては、たちうおを目的として操業してはならない。
- 18 播磨灘においては、たちうおを目的として操業してはならない。
- 19 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 20 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 21 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 22 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 23 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 24 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 25 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 26 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 27 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

- 28 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 29 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 30 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以东の大阪湾においては、操業してはならない。
- 31 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 32 大阪湾においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 33 播磨灘においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 34 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 35 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 36 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 37 紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 38 大阪湾における板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 39 播磨灘における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 40 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 41 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 42 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 43 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 44 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。
- 45 手繰第2種漁業（こぎ網漁業及びちんこぎ網漁業）は、神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域においては、操業してはならない。ただし、協定等による同意がある場合は、この限りではない。

兵庫県告示第1114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	4月1日から 10月20日まで	別記2	5トン 未満	3隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	別記1の2	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の3	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の4	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の5	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	4月1日から 12月31日まで				
別記1の7		6月1日から 12月31日まで					
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の8	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の8	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の3	4月1日から 11月20日まで				

手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の9	10月20日から 翌年4月30日 まで			
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の10	4月1日から 12月31日まで			
	別記1の11	6月1日から 12月31日まで			

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年12月20日から令和7年1月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 1 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 5 東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 6 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 10 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 11 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯

台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しよの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
 - イ 赤穂市取揚島頂上
 - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
 - オ 岡山県備前市大多府島南端
 - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 2 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 4 たらうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 13 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 14 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 15 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 16 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第1115号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は

起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
森	建網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年12月20日から令和7年1月20日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1116号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
姫路市	同上	別記の2	5月1日から 11月30日まで	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年12月20日から令和7年1月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

- 2 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区及び網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1117号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第15号に掲げる文鎮こぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	文鎮こぎ漁業	別記1の1（注）	12月1日から翌年3月31日まで	別記2	定めなし	2隻	定めなし
加古川高砂	同上	別記1の2	同上	同上	同上	7隻	別記3

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年2月13日から同年3月16日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
ア けた又ははりの長さは、6メートルを超えてはならない。
イ すまの数は、40箇を超えてはならない。

別記1 操業区域

- 1 瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第3条に定める空釣こぎ漁業禁止解除海域のうち姫路市広畑区富士町埋立護岸東南端（北緯34度46分02秒、東経134度38分44秒）と姫路市鞍掛島を結んだ線及びその延長線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 共第21号、22号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年12月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年12月20日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 松尾青野ヶ原停車場 線	加東市大門字居垣内693番1から 小野市復井町字蓬莱野871番131まで	旧	6.0から 17.0まで	378.0	
		新	6.0から 29.0まで	370.0	



兵庫県告示第1119号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
奥池町(2)	芦屋市		奥池町		1番154、1番364の一部、1番540の一部、1番541、1番558の一部、1番1661の一部、1番1662、1番1743、1番1744、1番1745の一部、1番1781
			奥山		1番256の一部



兵庫県告示第1120号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
宗行	佐用郡	佐用町	宗行	土井之内	303番62の一部、303番65、303番67、303番69の一部、303番74の一部、362番の一部、363番の一部、369番、370番、372番2、374番、376番1、376番2、377番2、378番の一部、379番の一部、382番の一部、383番1の一部、384番1の一部、384番2の一部、387番の一部、388番、389番、390番の一部、392番の一部、372番2から384番1に至る地先の道路敷の一部、388番から392番に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第1121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業 神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで
変更後 昭和32年9月5日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第1122号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、龍野IC周辺地区土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称
龍野IC周辺地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和6年12月20日から令和11年9月30日まで
- 3 施行地区
たつの市龍野町大道字栗田、字別荘、字大町、字前田の各一部
同 市同 町四箇字久保田、字一本松、字松地、字池田、字細工川原、字川田の各一部
同 市誉田町長真字西大町の一部
同 市同 町上沖字分ケ町の一部
- 4 事務所の所在地
たつの市龍野町大道273番地（大道公民館内）

- 5 設立認可の年月日
令和6年12月20日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う。

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
船舶	A289782	令和7年10月31日	市川町	中播磨県民センター	令和6年3月
漁船	A308070	令和8年8月31日	姫路市	中播磨県民センター	令和6年9月



入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月20日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
兵庫陶芸美術館ほか6施設で使用する電気 予定数量7,265,062キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県納入局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4947

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話(078)362-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月13日(月)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部総務課 担当 岩橋

電話(078)341-7711 内線2683

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月14日(火)まで(県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月7日(金) 午前10時から

場所 兵庫県県民生活部総務課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和7年2月6日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月5日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同

じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年1月14日(火)午後5時までに提出すること。

また、前記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,265,062kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2025 through March 31, 2026

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 February 6, 2025 by direct delivery

17:00 February 6, 2025 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Iwahashi, General Affairs Division, Community & Civic Engagement Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2683



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹

所在地 伊丹市藤ノ木一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ワールド	神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀藏
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号 オンワードパークビルディング	大澤 道雄
株式会社ファイブ・フォックス 外75者	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田 稔夫

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ワールド	神戸市中央区港島中町6-8-1	鈴木 信輝
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号 オンワードパークビルディング	末松 和正
株式会社ファイブ・フォックス 外78者	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12	風間 隆行

4 変更年月日

令和6年5月24日ほか

5 届出年月日

令和6年11月12日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

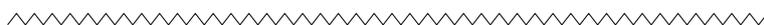
(1) 提出期限

令和7年4月21日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市六麓荘72番1、72番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

西宮市苦楽園三番町1-40

山口一幸

3 許可年月日及び許可番号

令和6年11月13日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-3-4号（3芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町本荘一丁目190番3、190番7、191番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市兵庫区七宮町一丁目6番24号

株式会社カワ・コーポレーション 代表取締役 河田安生

3 許可年月日及び許可番号

令和5年12月18日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-36号（5播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町北本荘五丁目1152番10、1155番1、1155番9、1155番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡播磨町古田三丁目16番1号

山崎義興

3 許可年月日及び許可番号

令和6年8月2日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-8-2号（6播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町宮西二丁目5番、7番1、8番1、8番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町宮西三丁目9番5号
古河 博
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年8月26日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（6播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町北本荘一丁目563番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町南野添二丁目4番3号シャーマンズゾーン瑞夢101号室
田中 紀行
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年11月27日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-26号（6播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市山国字東原839番地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市山国1600番地
山国地区 区長 田中 寿一
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年8月31日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10号（5加東）

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
令和7年度検査試薬・消耗品（本庁品目）
- (2) 契約期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 納入場所
以下の兵庫県立病院全てに納品すること。

名 称	住 所
県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7
県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7
県立がんセンター	明石市北王子町13-70

- (4) 納入に関する条件等
入札説明書に定める仕様書のとおり
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) その他、入札説明書に示す参加資格のとおり。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び開札の場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁1号館12階 兵庫県病院局経営課業務班
電話(078)341-7711 内線3450

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月14日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年2月5日(水)午前10時 兵庫県庁1号館12階 病院局経営課

(5) 入札書の提出期間

令和7年1月30日(木)から同年2月4日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に、上記(1)の場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年2月4日(火)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。その際、封書に「入札書」と標記の上、宛名及び前出1(1)に示した件名を記入すること。

なお、入札書を提出する際は、同じ内容の入札データを併せて提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の100)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月3日(月)正午までに納入しなければならない。又は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。又は、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務を履行できることを確認するための書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和7年4年1日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書の作成方法について入札説明書に従うこと。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、令和7年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Testing Reagents and Consumable

(3) Contract Period:

From April 1, 2025 to March 31, 2026

(4) Delivery place:

①	Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center
②	Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
③	Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center
④	Hyogo Prefectural Harimahimeji General Medical Center
⑤	Hyogo Prefectural Tanba Medical Center
⑥	Hyogo Prefectural Awaji Medical Center
⑦	Hyogo Mental Health Center
⑧	Kobe Children's Hospital
⑨	Hyogo Cancer Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 14, 2025

(6) Deadline for tender:

16:00 February 4, 2025 by direct delivery or mail

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 3450



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

令和7年度医薬品（本庁品目）

(2) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(3) 納入場所

以下の兵庫県立病院全てに納品すること。

病 院 名	所 在 地
県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7
丹波市ミルネ診療所	丹波市氷上町石生2059-5
県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7
県立がんセンター	明石市北王子町13-70
県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1-2-1
県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1-6-8

(4) 納入に関する条件等

入札説明書に定める仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調

達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) その他、入札説明書に示す参加資格のとおり。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3450

E-mail:Yoshimi_Sakai@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月14日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年3月19日（水）午前10時 兵庫県庁1号館12階 病院局経営課

- (5) 入札書の提出期間

令和7年3月14日（金）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記(1)の場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年3月18日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。その際、封書に「入札書」と標記の上、宛名及び前出1(1)に示した件名を記入すること。

なお、入札書を提出する際は、同じ内容の入札データを併せて提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の100）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年3月17日（月）正午までに納入しなければならない。又は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。又は、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務を履行できることを確認するための書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年4年1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書の作成方法について入札説明書に従うこと。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、令和7年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the procuring entity:

Dr.Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Medicines

(3) Contract Period:

From April 1, 2025 to March 31, 2026

(4) Delivery place:

①	Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center
②	Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
③	Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center
④	Hyogo Prefectural Harimahimeji General Medical Center
⑤	Hyogo Prefectural Tanba Medical Center
⑥	Tamba City Milne Clinic
⑦	Hyogo Prefectural Awaji Medical Center
⑧	Hyogo Mental Health Center
⑨	Kobe Children's Hospital

⑩	Hyogo Cancer Center
⑪	Hyogo Ion Beam Medical Center
⑫	Hyogo Ion Beam Medical Center Kobe Proton Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 14, 2025

(6) Deadline for tender:

16:00 March 18, 2025 by direct delivery or mail

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3450



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年12月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立病院における令和7年度医薬品の購入業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月26日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社メディセオ 神戸市中央区山本通2-14-1
- 5 契約金額
21,750,055,194円
- 6 納入場所

県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7
丹波市ミルネ診療所	丹波市氷上町石生2059-5
県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7
県立がんセンター	明石市北王子町13-70
県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1-2-1
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1-6-8
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による。

正 誤

○令和6年4月1日付け（兵庫県公報第6号外）

兵庫県告示第337号の2（指定公金事務取扱者の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から3	支出を委託した歳出	収納を委託した歳入
1	下から13	徴収を委託した歳入	収納を委託した歳入
1	下から18	歳入の徴収（収納）	歳入の収納